

移送サービス費の手引き

1. 制度概要

志木市では、居宅で介護を受ける利用者が、通院のために介護タクシーで「寝台専用車両や車椅子専用車両（リフト付車両）」を利用した際の運賃等に対して、保険給付を行っています。

2. 対象者

次の三つのすべてに該当し、市からの利用認定を受けた方が対象です。

- ① 介護の認定を受けている（要支援1～2、要介護1～5）
- ② 日常生活自立度※B以上の方（寝台・車椅子専用車両（リフト付車両）を利用しなければ外出できない方）
- ③ 居宅で介護を受けている

※ 日常生活自立度とは

要介護認定時に介護度と共に判定しています。詳しくは、担当ケアマネジャー、または市役所長寿応援課までお問い合わせください。

☆「居宅で介護を受けている」とは？

介護保険法第8条の「居宅サービス」のみを利用している方を指します。

特定施設入居者生活介護については、施設入居が前提となるため、対象外です。

3. 年間利用回数

片道を1回の利用とし、年に48回までが支給対象です。（4月～翌年3月）

※ 移送サービス利用認定月により利用できる回数が異なります。

利用認定月	4、5月	6、7月	8、9月	10、11月	12、1月	2、3月
利用可能回数	48回	40回	32回	24回	16回	8回

4. 利用可能なタクシー事業者

志木市の移送サービス提供事業者として事前登録している事業者のみご利用頂けます。予約時や利用前に、志木市移送サービス提供事業者か必ずご確認ください。

☆志木市移送サービス提供事業者一覧



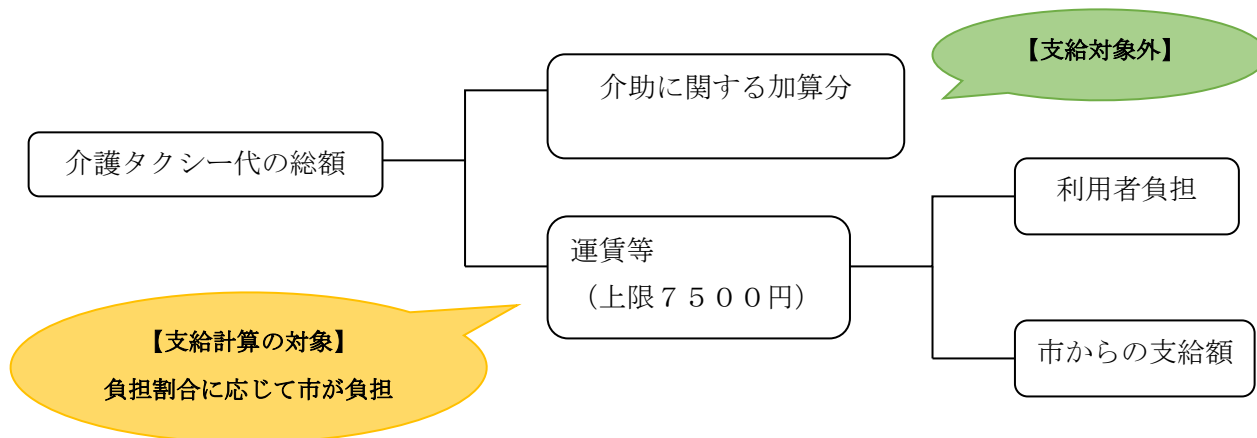
5. 対象利用区間

- ① 通院（自宅→病院）
 - ② 通院（病院→自宅）
 - ③ 退院（病院→自宅）
- 自宅からの通院の行き帰り
- 自宅での介護に向けた退院

ご自宅や病院以外での乗車・下車に関しては、給付の対象になりません。

6. 支給額の計算方法

(1) 運賃等と介助料等について



介助に係る、加算やオプション料金は支給対象外です。それ以外の運賃等（メーター代、ストレッチャー使用料等）は支給計算の対象です。

(2) 運賃等の上限

運賃等の上限は、7,500円/回です。上限超過分の金額は、全額利用者負担です。

(3) 利用者負担と市からの支給額

利用者負担と市負担の割合は、介護保険の自己負担割合によって決まります。

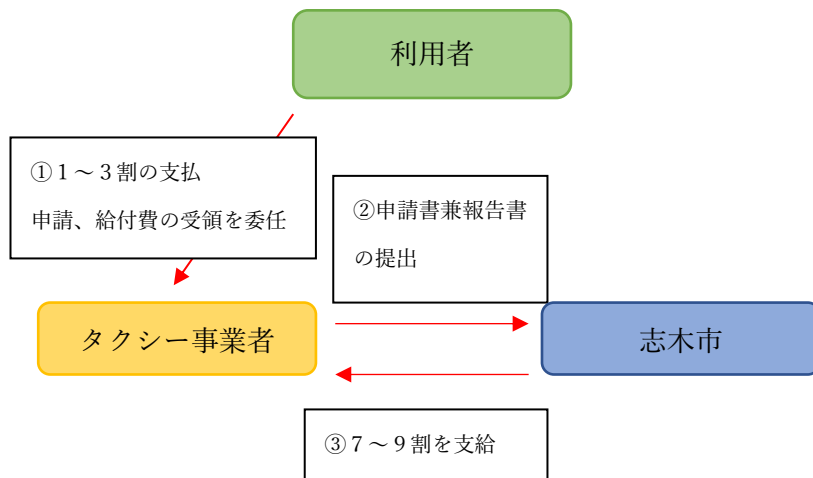
- ・ 利用者→運賃等のうち1割～3割を負担
- ・ 市 →運賃等のうち7割～9割を負担

※ 介護タクシーは、事業者毎に料金体系が異なります。詳しくは各事業者までお問い合わせください。車の種類は「車椅子」と「寝台車（ストレッチャー）」があります。一般に「寝台車」の場合、「車椅子」よりも費用が高くなる傾向があります。

7. 支払方法と申請の流れ

支払い方法には「受領委任払い」と「償還払い」の二種類があります。本申請における支払方法は、原則すべて受領委任払いです。

(1) 受領委任払い（原則）とは



利用者は1～3割のみをタクシー事業者に支払い、残りの申請・給付の手続きは市と事業者の間で行われます。

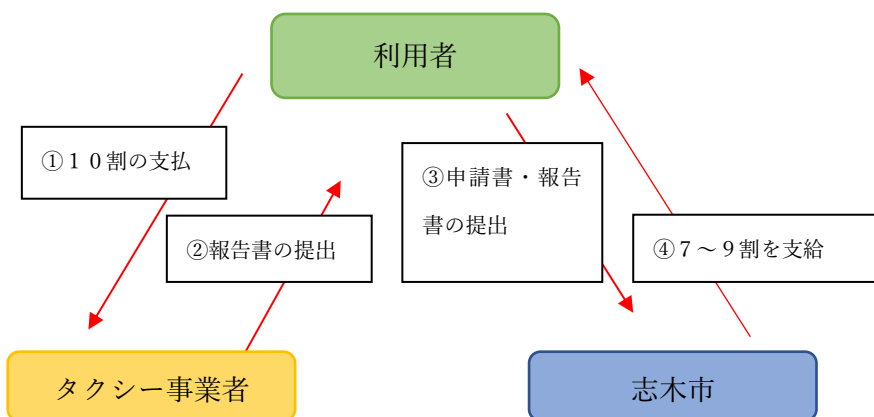
申請～支給までは2か月ほどかかるため、その間の利用者の負担や心配を軽減するための制度です。

<移送サービス費申請の流れ>

- ・利用者：領収書のコピーを事業者にご提出ください。（領収書のコピーの提出をもって、本申請と受領について事業者に委任したとみなします。）
- ・事業者：「志木市介護保険移送サービス実績報告書兼支給申請書」、領収書のコピーを市にご提出ください。

(2) 償還払い（例外）とは

※ 償還払いをご希望の方は、サービス利用前にその都度長寿応援課への相談が必要です。



利用者はタクシー事業者に全額を支払います。

後日、利用者自身が申請・給付の手続きを事業者と連携し行います。

<移送サービス費申請の流れ>

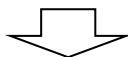
- ・事業者：「志木市介護保険移送サービス実績報告書」を作成し、利用者にお渡しください。
- ・利用者：事業者から受け取った実績報告をもとに「志木市介護保険移送サービス費支給申請書」を作成し、実績報告書、支給申請書、領収書のコピーの三点を市にご提出ください。

※ 領収書には、受領委任払い、償還払い問わず、①利用者名、②事業者名、③利用日付、④移送サービス利用である旨が記載されている必要があります。

サービスの利用～給付費支給までの流れ（利用者）

◆ 利用認定申請書を提出する（年に一度申請）

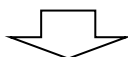
『志木市介護保険移送サービス利用認定申請書』に必要事項を記入し、提出してください。
2週間ほどで**受給資格者証**をお送りします。乗車時に必要ですので、大切に保管してください。
(受給資格者証に付属の移送サービス利用回数確認表は、ご自身で回数管理にご利用ください。)
受給資格証がお手元に届いた日から移送サービスをご利用いただけます。認定の終了日は毎年3月31日です。



◆ 予約を取る

ご利用の日時が決まったら、事業者に連絡して予約を取ってください。

※ 予約時、志木市の**移送サービス提供事業者として事前登録しているか**、**志木市移送サービスの利用ができるか**を必ず事業者を確認してください。

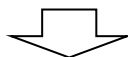


◆ サービスを利用する

※当日の持ち物：**①負担割合証** **②移送サービス受給資格者証**

乗車前に上記二つを必ず事業者に提示してください。

各事業者の移送サービスを利用し、料金をお支払いください。(原則すべて受領委任払い)



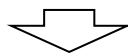
◆ 支給申請をする

＜受領委任払いの場合＞

・領収書のコピーを事業者にお渡しください。

＜償還払いの場合＞

・申請の方法については、3ページ「7. 支払方法と申請の流れ」をご確認ください。



◆ 市から給付費決定のお知らせをお送りします

お知らせの発送には、支給申請書の受理から1～2か月程度かかります。